

訓子府町 LINE 活用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、訓子府町（以下「町」という。）が LINE 株式会社の運営するインスタントメッセージサービスにおいて開設する訓子府町公式 LINE アカウント（以下「町公式 LINE」という。）について、LINE の利用者（以下「利用者」という。）に対して町からの情報発信媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 町公式 LINE の運営主体は町とし、総括管理は総務課広報 IT 推進係が行うものとする。

2 アカウント名は「訓子府町」とし、アカウント ID は「@kunneppu」とする。

3 情報発信は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、訓子府町役場職員が行うものとする。

(情報発信内容)

第3条 町が町公式 LINE に情報発信できる項目は次のとおりとする。

- (1) 町の業務、取り組み、イベント情報、観光情報
- (2) 防災情報および緊急情報
- (3) 注意喚起
- (4) その他町政に関すること

(損害の対応)

第4条 町は、町公式 LINE の利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が町または町職員の故意または重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

2 町は、予告なく町公式 LINE の運用方針の変更、運用方法の見直し、または運用を中止することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

本要綱は、令和5年9月1日から施行する。